

令和3年6月21日

障害児通所支援事業所 管理者様

名古屋市健康福祉局
新型コロナウイルス感染症対策部
新型コロナウイルス感染症対策室
子ども青少年局子ども支援部子ども福祉課

障害児通所支援事業所の従事者への新型コロナウイルスワクチンの 接種について（通知）

日頃は、本市の障害福祉行政に多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

障害児通所支援事業所の従事者においては、一定の要件を満たす事業所の従事者を、基礎疾患がある方と同様に優先予約期間の対象範囲に含めることとなりました。

つきましては、別紙のとおり65歳未満の方へクーポン券を発送し、対象事業所の59歳以下の従事者の方の優先接種期間を設けることといたしましたので、希望する対象事務所につきましては、必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。

記

1. 障害児通所支援事業所の従事者の取扱いについて

（1）優先接種の対象

＜対象となるサービス種別＞

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、
居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援

＜優先接種の対象者の要件＞

以下の①、②いずれも満たす場合

①事業所の意向

事業所が、新型コロナウイルス感染症により 自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、障害児通所支援サービスの提供等（※1）を行う意向を名古屋市に登録した場合

②事業所の従業者の意思

①の事業所の従業者が、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、障害児通所支援サービスの提供等を行う意思を有する場合

※1 患者等に対するサービスとして考えられる例

- ・通所系サービス：自主休業等による訪問サービスへの切替
- ・訪問系・相談系サービス：訪問によるサービスの提供

(2) クーポン券の発送、優先予約開始時期

別紙を参照してください。

2. 事業所の対応

従事者を優先接種の対象とする障害児通所支援事業所は、次のとおり対応してください。

(1) 障害児通所支援事業所の登録

ア 対象事業所は、「説明文書」（様式1）を活用して従事者に説明・相談の上、地域において病床がひっ迫する場合に、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、障害児通所支援サービスの提供等を行う意思を有する従事者の人数（以下「対応予定人数」という。）を把握してください。

※他の障害福祉サービスで計上されている従事者は二重計上しないようにしてください。

イ 事業所は、情報を、以下のとおり「登録フォーム」により登録してください。

＜登録方法＞～障害児通所支援事業所の登録～

次のいずれかの方法で登録サイトにアクセスしてください。

（優先接種の対象となる従事者がいない事業所等は、登録する必要はありません。）

(1) URL : <https://logoform.jp/form/mX9C/21697>

(2) 端末等で右記のコードを読み取り

登録締切日：7月7日（水）17：30

主な登録内容：事業所番号、法人名、事業所名、サービス種別、所在地、事業所連絡先、管理者氏名、対応予定人数等



（２）対象者の取りまとめ

- ア 障害児通所支援事業所は、登録した対応予定人数の範囲で、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、障害児通所支援サービスの提供等を行う意思を有する従事者に対して「証明書」（様式２）を発行し、必要に応じて、「説明文書」（様式１）を活用して、改めて説明を行ってください。
- イ 「証明書」を発行して優先接種の対象とした職員については、名簿等の作成により、対象者の管理を行ってください。なお、名簿等の子ども福祉課への送付は不要です。

（３）証明書

市内在住の対象事業所等の従事者は、市内の接種実施医療機関で接種を受けることとなりますが、事前に、事業所等から従事者へ優先接種の対象であることの「証明書」（様式２）を交付し、市町村から発行されたクーポン券とともに接種実施医療機関に持参するよう伝えてください。

また、「証明書」は、接種実施医療機関で回収されませんので、接種後には医療機関から返却をしてもらい、第２回目の接種時にも提示するよう伝えてください。

なお、市外在住の従事者は、今回の通知の対象とはならないため、住民票所在地の自治体の接種体制を確認した上で、各自治体の接種実施医療機関で接種を受けてください。

３．登録事業所リストの活用方法

名古屋市子ども福祉課において、登録された事業所の情報を以下のように活用する場合があります。

＜活用方法＞

- ・地域において病床がひっ迫した場合において、障害児通所支援事業所が、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に対する障害児通所支援サービスの必要性の検討の結果、サービスを提供することとなる場合において、
 - ①障害児通所支援事業所は名古屋市子ども福祉課に対し、特定の障害児通所支援事業所が登録リストに登載されているかどうかを照会する
 - ②登録されていない場合、登録されている他の障害児通所支援事業所等を紹介する
- ・地域において病床がひっ迫した場合において、名古屋市子ども福祉課が、必要な障害児通所支援サービスを継続する観点から、登録リスト上の障害児通所支援事業所等に対し対応状況を照会する

4. その他

○よくある質問

ご質問のうち主なものについては「ウェルネットなごや」にQ & Aを掲載し、随時更新していきます。

また、ワクチンの効果や副反応等、ワクチン全般については厚生労働省のウェブページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00222.html) 中、「新型コロナワクチンについてのQ & A」で解説されていますので、こちらをご参照いただくようお願いします。

5. 問合せ先等

(ワクチン接種の一般的な質問)

なごや新型コロナウイルス ワクチンコールセンター	電話：050-3135-2252
-----------------------------	------------------

(ワクチン接種事業全般に関すること)

健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部 新型コロナウイルス感染症対策室	電話：052-972-4389
---	-----------------

(回答様式、回答方法に関すること)

子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課 子ども発達支援係（事業所G）	電話：052-972-3187
---------------------------------------	-----------------

子ども福祉課子ども発達支援係

担当：澤村、平賀

電話 052-972-3187

Email：a2520-02@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp